

受注者の皆様へ（検査課からのお知らせ）

本市では、昨今の物価高騰や、少額随意契約の上限額の引き上げ、受発注者の負担軽減を考慮して、工事監督課の検査員（指定検査員）が行う完成検査（以下「簡略型検査」という。）の範囲を 1,000 万円から 1,500 万円へ拡大（試行）します。

1 簡略型検査対象工事及び内容

請負金額 1,500 万円未満の工事について、工事監督課による事前検査をもって完成検査とする。

（検査課では、提出された竣工書類をもとに工事の完成を確認する。）

2 施工期日

令和7年10月1日以降に検査を実施する工事から移行する。

3 関係要綱等

関係する以下要綱等の改定を行います。

(1)北九州市請負工事 検査要綱

工事監督課の検査員（指定検査員）が行う完成検査（簡略型検査）を、請負金額 1,000 万円から 1,500 万円に引き上げます。

(2)北九州市請負工事 成績評定要領

成績評定対象工事の請負金額を、1,000 万円から 1,500 万円に引き上げます。

但し、請負金額が 1,500 万円未満の工事についても、工事監督課が特に優秀又は不良工事と認められる場合は評定を行います。

(3)北九州市請負工事 施工計画書点検実施要領

検査課が施工計画書点検を実施する抽出対象の請負金額を、1,000 万円から 1,500 万円に引き上げます。

(4)北九州市請負工事若手技術者・女性技術者表彰要綱

表彰対象の請負金額を、1,000 万円から 1,500 万円に引き上げます。

但し、本要綱については、令和 8 年 4 月 1 日に改定します。

よって、令和7年10月1日から令和 8 年 3 月 31 日までに検査を実施する 1,000 万円から 1,500 万円の若手技術者・女性技術者表彰制度に申請された工事については、成績評定を実施することとなります。

【お問合せ先】

北九州市技術監理局 技術部 検査課 大上、足立

TEL : 093-582-2038

FAX : 093-582-0690

E-mail: gi-kensa@city.kitakyushu.lg.jp